



人権交流センターでは…

●人権交流講座を行っています

毎年、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を取り上げ、講演を中心とした講座を開設しています。年3回を予定し、毎回約80名の参加者で学習会を行っています。地域、学校、保護者等、どなたでも参加できます。

●企業人権教育研修の実施と講師派遣

公正な採用や安心して働きやすい職場づくりを目指して、「須坂市企業人権教育推進会議」が設立されています。企業対象の人権教育講座が開かれていますが、各職場に講師を派遣し、職場の実情に応じた内容・時間設定での研修会も可能です。



●ビデオ上映会も計画します

人権啓発DVD・ビデオの上映会を計画します。地域・市民の皆様からのご希望に応じた上映会も可能です。気軽にお声をかけてください。

わかりやすく、新しい視点での学習教材が増えています。ご活用ください。

●学校・PTA役員研修等への協力

人権教育・啓発に関する学習会、PTA役員研修会、町別人権問題学習会のためのDVD等の視聴、視聴覚機器の貸出、相談等を実施しています。

センター施設の利用

○1階会議室・相談コーナー
定員40名、会議・研修会可

○2階会議室
定員100名、会議・研修会（机・椅子完備）
健康体操等にも活用可

○料理実習室（1階）
定員15名、車イス対応のシステムキッチン完備、
料理交流会等にも活用可

○どこでも図書館
図書閲覧、DVD、ビデオ、図書類等の貸出可



30種類の人権啓発パネルを作成しました

イベントや地域・企業内研修・学校での人権教育・啓発のために、ご利用ください。

●人権相談

人権交流センターは、人権に関する「総合相談窓口」です。日常生活における心配ごと、困りごと、人権問題などに関する相談を行っています。

相談は無料で秘密は固く守られます。

（月～金 9:00～17:00）

また、人権擁護委員（6名）による『よろずなんでも相談』を開設しています。開設日時については、回覧等でお知らせします。

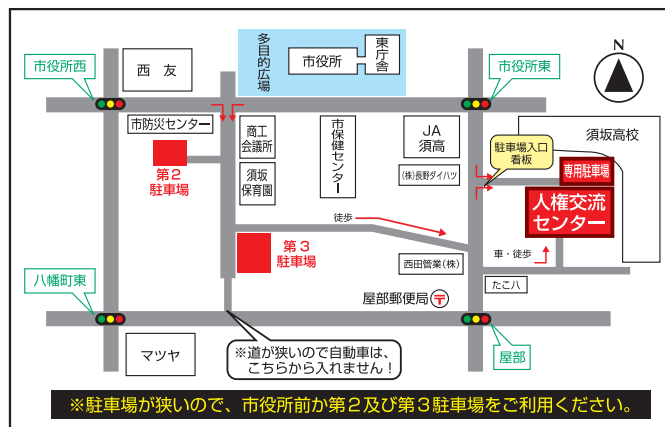
●来館、問い合わせのご案内

<問い合わせ> 月～金 8:30～17:15

<駐車場>

- ・センター専用駐車場 10台程度
- ・近くに第3駐車場、第2駐車場有

<土・日・祝日は休館、貸館の利用は可>



須坂市人権交流センター

人権同和政策課、人権同和教育課

〒382-0094 須坂市大字小山 1264-4

TEL (026)245-0909 FAX (026) 245-1045



保存版

人権教育啓発資料

人間を大切にする 明るい社会をめざして

助け合い
身近な人の
気づきから

下八町
荒井 貴光さん



仁礼小学校 5年
茂木 稀生さん

がんばろう
私もいっしょに
進むから

墨坂中学校 1年
神田 愛美香さん

平成27年度 小・中学生、一般応募作品優秀賞の標語・ポスターです

21世紀は「人権の世紀」といわれています。「すべての人が人として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会の実現」をめざし、地域に存在する偏見や人権侵害が解決され、地域社会全体の人権意識が高いまちづくりに向けて取り組んでいます。

市民の皆様におかれましては、家庭・地域・学校・企業・職場等のあらゆる場で、人権問題を自らの課題として率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。



市の花：れんげつつじ

須坂市・須坂市教育委員会
須坂市人権のまちづくり推進会議
須坂市企業人権教育推進会議



市の木：くまざき

H28.3 発行

学校では、今…



○学校人権教育の目標と取組みの視点について

『差別を見抜き、差別を許さず、差別に負けず、たくましく生きる力を育てる』

- ・自分をはじめ、友だちやまわりの人を大切にする人権意識や態度を育てる。
- ・身近にあるさまざまな人権問題を具体的に取り上げ、正しく理解を深め、人権尊重の見方や考え方、態度を育てる。
- ・同和問題を正しく理解し、身のまわりから差別をなくす実践力を育てる。

○各校とも、道徳や学級活動、学年・学校行事等とかかわりを持たせながら、「あけぼの」教材を中心に進めています。子どもたちの「自己肯定感」「自尊感情」を高めようとの工夫、また「コミュニケーション力」「相手意識」の向上に向けての取組み、児童・生徒の発達段階に応じた学習内容の一層の精選・整備や日常的な人権教育の定着を目指しています。



第 10 回人権を考える市民のつどいでの
力強い学習発表（於メセナホール）

地域や家庭で 大切なことは…



○家庭や地域は、最も身近なコミュニティとして、互いの人権を尊重する意識や思いやりの心を育む重要な役割を担うという理念のもと、具体的な行動や実践につながるような組織化と、自主的・積極的な啓発・広報活動を推進します。

○行政・地域・家庭・学校・企業等…がつながりをもって、人権教育を推進していくことが、あらゆる差別をなくし、**明るい社会建設の基盤づくり**であり、その**必要性や重要性**を学び続けたい。



第 43 回部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会
同時開催 第 67 回全国人権・同和教育研究大会での学習発表
（於相森中学校体育館）

町別人権問題学習会には、通学区の小・中学校の先生方や地域の人権教育推進員も参加し、人権教育の取組みの成果や課題等を共有化する。

また、小・中・須坂支援学校の児童生徒及び高校生以上の市民から人権教育啓発標語・ポスターを募集し、代表作品の学校巡回展示や、最優秀作品を市内各公共施設や企業、教育関係機関等に配布し、人権啓発に活用しています。

●お互いを
認めることの
大切さ

須坂園芸高校
松本 伊織さん

人権とは

人として、自分らしく幸せに生きる権利、
すべての人が、互いに支えあいながら
ともに生きる社会の基盤となるもの

正しい理解と認識が解決への道…

同和問題

部落差別はもともとあったものではありません。
自然にできたものでもありません。もちろん
神様や仏様がつくったものでもありません。
人間がつくったものなのです。
それならば、人間の良心と英知と努力によって
それをなくすことは間違いなく可能なことです。
（「あけぼの」中山英一さんの言葉より）

●「ありがとう」
その一言で
笑顔さく

豊丘小学校 6 年
湯本 ななみさん

障がい者の人権

…どうか考えてください 障がいをもつだけで
一緒に学べない 一緒に働けない
危険で歩けない 壁だらけの街
どうしたら よりよく創りかえていけるか
どうか 一緒に考えてください
病気も
老いも
障がいも
特別の人のものではありません
普通の人生に 普通に起きることなのです
（「あけぼの」広沢里枝子さんの講演より）

外国人の人権

「私はフィリピン人。これまでありがとう。
これからもよろしくね。」との思いを込めて、日
本とフィリピンの 2 本の旗を振りながら、笑顔
いっぱい聖火ランナーを務めました。中川オル
ガさんは日本に住む外国人と地域の人をつないで
います…。2020 年東京オリンピック・パラリン
ピックが日本で開催されます。私たちは世界の
人々をどのように受け入れ、つながっていけばよ
いのでしょうか。

（「あけぼの」2本の旗より）

子どもの人権

「いじめ」を許さない態度を身につけ
るためには、「いじめはよくない」と
いう知識理解だけでは不十分である。
実際に、「いじめ」を許さない雰
囲気が浸透する学校・家庭で生活する
ことを通して、児童生徒ははじめて
「いじめ」を許さない人権感覚を身に
つけることができるのである。
（「文科省第三次とりまとめ」より）

**障がいのある人もない
人も共に生きる社会を
つくることを目指して**

**障害者差別解消法が
できました…**

**平成 28 年 4 月
から
スタートです**



「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」とは、「障がいがある」という理由だけで、スポーツクラブに入れないとか、アパートを貸してもらえないとか、車いすだからといってお店に入れないことなど…。

「合理的配慮をしないこと」とは、聴覚障がいがある人に声だけで話すとか、視覚障がいがある人に書類を渡すだけで読み上げないこと…。

合理的配慮とは、日常生活等を送る上での社会的な障壁（できない状況等）を限りなく減らすこと、つまりは「できる状況づくり」を進めようということです。
（「内閣府リーフレット」一部より）

●月曜日
みんなに会えて
うれしいな

日滝小学校 4 年
玉利 幸靖さん